

賃貸住宅入居者向け 家財総合保険

「やさしいネット」

2011年4月



補償内容を充実させたい方!
地震保険に加入することで
地震による損害も補償されます!

5 地震保険について

地震保険に加入されていないと、
地震・噴火・津波による損害は補償されません。

1. 商品のしくみ

地震保険は単独ではご契約できません。「やさしいネット」にセットしてご契約していただく必要があります。「やさしいネット」が保険期間の途中で終了したときは、セットで契約した地震保険も同時に終了します。また、「やさしいネット」の保険期間の途中から地震保険を追加することができます。

2. 補償内容

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、地震等といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象である家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金
全損のとき	地震保険金額の100%(時価額限度)
半損のとき	地震保険金額の 50%(時価額の50%限度)
一部損のとき	地震保険金額の 5%(時価額の5%限度)

※損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳しくは、契約サポートデスクまでお問い合わせください。

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減されることがあります。(平成23年3月1日現在)

※72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震とみなします。

3. 地震保険金額

「やさしいネット」のご契約保険金額の30%~50%の範囲でお決めいただけます。ただし、他の地震保険と合算して1,000万円がお引受の限度額となります。

4. お支払いできない主な場合

- (1) 家財のうち次のものは地震保険の対象に含まれません。
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
 - 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品等
 - 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの等
- (2) 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難

5. 地震保険の割引について

地震保険には建物の建築年月、免震・耐震性能に応じた以下の保険料の割引制度があります。詳しくは、契約サポートデスクへお問い合わせください。

- 建築年割引
- 耐震等級割引
- 免震建築物割引
- 耐震診断割引

6. 地震保険料の控除について

地震保険をご契約いただいた場合、お払い込みいただいた保険料がご契約者(保険料負担者)の課税所得から一定額控除される制度があります。詳しくは、契約サポートデスクへお問い合わせください。

ご注意いただきたいこと

「やさしいネット」は、賃貸住宅に収容される家財を保険の対象とする家財専用の保険です。持ち家に収容される家財のご契約はできません。ご契約に際しては、「重要な事項等のご説明(「契約概要のご説明」および「注意喚起情報のご説明」)を必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

- ご契約には「通信販売に関する特約」が付帯されます。
- 「やさしいネット」(地震保険をセットしてご契約いただいた場合は地震保険を含みます。)は、クーリングオフ(お申込みの撤回または解除)の対象となりません。
- 家財の保険金額は、家財の評価額に過不足がないよう設定していただきます。また、貴金属、宝石、美術品等で、1個または1組の時価額が30万円を超えるものは、ご契約の際に申込書に明記していただくことが必要です。明記されていない場合には保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 申込書に★印がついている箇所は告知事項です。正しくご記入ください。(事前に表示されている項目については、内容が正しいかご確認ください。)告知事項の内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできない場合やご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合には、被保険者に契約内容、パンフレットの記載内容を正しくお伝えいただくようお願いいたします。
- 保険料は、コンビニエンスストアの払込票によりお支払いいただけます。この場合、払込受領証をもって保険料領収証の発行に代えさせていただきます。別途保険料領収証の発行を希望の際は契約サポートデスクまでお申し出ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

- 次の通知事項について変更が生じた場合には遅滞なく契約サポートデスクにご通知ください。遅滞なくご通知がない場合は、ご契約を解除させていただくことや、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
①家財を収容する賃貸住宅の所在地、②被保険者、③家財を収容する賃貸住宅の構造(地震保険に加入した場合)、④家財を収容する賃貸住宅の専有面積
- 上記のほか賃貸住宅を退去する場合またはこの保険契約を解約される場合は、契約サポートデスクにご連絡ください。

その他ご注意いただきたいこと

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。ご契約者が個人あるいは小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)、またはマンション管理組合である場合には、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%まで補償されます。(破綻から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%補償されます。)なお、地震保険契約の場合は、全額が補償されます。「損害保険契約者保護機構」の詳細については、弊社(お客様相談室)までお問い合わせいただくか、損害保険契約者保護機構ホームページをご参照ください。
- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき保険契約の締結の媒介業務を行っていただきます。ご契約の締結手続きは、弊社とお客様との間で直接行います。

商品に関するお問い合わせ

エイチ・エス損害保険株式会社
契約サポートデスク
0120-972-080(通話料無料)
営業時間: 午前10時~午後6時
(土日・祝日・年末年始を除く)
※携帯・PHSからもご利用いただけます。

弊社への相談・苦情・お問い合わせ

エイチ・エス損害保険株式会社
お客様相談室
0120-937-836(通話料無料)
受付時間: 午前9時~午後5時
(土日・祝日・年末年始を除く)
※携帯・PHSからもご利用いただけます。

▲ 事故が起こったとき

エイチ・エス損害保険株式会社
損害調査部 損害調査課
03-5312-8210
事故報告の受付時間: 24時間365日
※事故報告の受付以外は午前9時~午後5時
(土日・祝日・年末年始を除く)で対応します。
※携帯・PHSからもご利用いただけます。

「やさしいネット」は、賃貸住宅にお住まいの方の大切な家財をさまざまな事故による損害からお守りします。

（「やさしいネット」は家財総合保険のペットネームです。）

1 こんなときにお役に立ちます！

詳細は中面の「4.ご契約タイプと補償内容の詳細」をご参照ください。

A 家財の補償 賃貸住宅にお住まいの方の大切な家財の損害を補償します。

①火災 	②落雷 （家電製品のショート等） 	③破裂・爆発 	④風・雹・雪災 （損害の額が20万円以上の場合） 	⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突 	⑥給排水設備の事故等による水ぬれ
⑦騒擾・集団行動・労働争議による暴力行為 	⑧盗難 	⑨持ち出し家財 （旅行等で一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で火災等の損害を受けたとき） 	⑩水災※1 （台風、暴風雨、豪雨による洪水・土砂崩れ等） 	⑪不測かつ突発的な事故※2 	

※1 標準タイプ、フルタイプの場合に補償されます。
※2 フルタイプの場合に補償されます。

上記の損害に伴って発生した次の費用も補償します。

<p>✓ 臨時費用 火災、落雷等の事故の際に必要なさまざまな費用に充てていただくものとしてお支払いします。</p> <p>✓ 失火見舞費用 家財または家財を収容する賃貸住宅の火災、破裂・爆発により他人の所有物に損害を与えた場合に、見舞金等の費用をお支払いします。</p> <p>✓ ドアロック交換費用 賃貸住宅の出入口のドアのカギが盗難されたためドアロックを交換した場合に、負担した交換費用をお支払いします。</p> <p>✓ 損害防止費用 消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用等損害の発生・拡大を防止するために支出した費用をお支払いします。（地震火災費用の損害を除きます。）</p>	<p>✓ 残存物取片づけ費用 火災、落雷等の事故の後に、損害を受けた家財の残存物の取り片づけや清掃にかかる費用をお支払いします。</p> <p>✓ 地震火災費用 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で家財が全焼となったり、家財を収容する建物が半焼以上となった場合にお支払いします。</p> <p>✓ 特別費用 事故により損害保険金が支払われ、保険契約が終了した場合にお支払いします。</p>
--	--

地震保険 「やさしいネット」では地震火災費用を除いて地震、噴火、津波による損害は補償されません。補償を充実させたい方はこれらによる損害を補償する地震保険へのご加入をご検討ください。（詳細は「5.地震保険について」をご参照ください。）

B 個人賠償責任

日常生活の賠償を補償します。

賃貸住宅の使用・管理や日常生活において他人のものを壊したり、他人にケガを負わせたために法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金等をお支払いします。（日本国内で発生した事故が対象です。）



C 借家人賠償責任

大家さんへの賠償を補償します。

火災、破裂・爆発、給排水設備の事故等による水ぬれ、盗難のいずれかの事故により借用する戸室が損壊したため、入居者（被保険者）が借用する戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金等をお支払いします。



D 修理費用

借戸室の修理費用を補償します。

火災、落雷、破裂・爆発、風災等の事故により借用する戸室に損害が生じ、入居者（被保険者）が、借用する戸室の貸主との契約に基づき自己の費用で借用する戸室を修理した場合の修理費用を補償します。



特長 1 家財の損害は再調達価額基準でのお支払い

事故が発生した場合は、事故発生時の再調達価額（※）を基準とした損害の額を保険金額を限度にお支払いします。

※同一の質、用途、規模、型、能力のものを新たに購入するのに必要な額（修理可能な場合には、修理金額が限度）をいいます。

特長 2 ご契約タイプは3種類

補償内容が異なるスリムタイプ・標準タイプ・フルタイプの3つのご契約タイプをご用意しています。お客様のニーズにあわせた補償をお選びいただけます。

※詳細は「4.ご契約タイプと補償内容の詳細」をご参照ください。

特長 3 スピーディーな保険金のお支払い

お客様が保険金請求の手続きを完了された日（※）から15営業日以内に保険金の支払い手続きをとりまします。（ただし、特別な調査が必要な場合および地震保険は除きます。）

※保険金のお支払いに必要な書類等の提出をお客様が完了した日をいいます。

2 保険金額の決め方

◆ 保険金額とは？

保険のご契約金額のことをいい、保険事故が発生した場合にお支払する保険金の限度額となります。

◆ 保険金額の決め方は？

家財の保険金額は、借りているお部屋に収容されている家財一式の金額（評価額）により設定します。評価額は、借りているお部屋の面積に基づいて決定します。

借りているお部屋の面積に基づく標準的な家財一式の評価額は下表のとおりです。お客様が所有されている家財の状況に応じて、標準的な家財一式の評価額を±30%の範囲で調整することが可能です。±30%の範囲を超えて調整する場合は、裏面記載の契約サポートデスクへお問い合わせください。

家財一式の評価額（再調達価額基準）

（単位：万円）

借りているお部屋の面積	33㎡未満	33-66㎡未満	66-99㎡未満	99-132㎡未満	132㎡以上
+30%調整した評価額	380	740	1,010	1,300	1,740
標準的な評価額	290	570	780	1,000	1,340
-30%調整した評価額	200	400	550	700	940

※家財一式の評価額は再調達価額基準によります。

～明記物件について～ ➡ 詳しくは裏面記載の契約サポートデスクへおたずねください

次のものは、ご契約時に申込書に明記しないと保険の対象となりません。（明記物件といえます。）

①貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの。 ②稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの。 ※明記物件は上記「家財一式の評価額」には含まれていませんので、明記物件がある場合は別途時価額を基準として評価額を算出します。（時価額とは再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。）

そもそも家財って何？

家財とは次のようなものをいいます。

- 家具（ベッド、ソファ、テーブル、イス、じゅうたん等）
- 家電製品（テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、掃除機、洗濯機等）
- キッチン用品
- 洋服・靴・かばん
- 雑貨
- …など



※これらのものをまとめて家財一式といえます。

【例】

Q 借りているお部屋の面積が50㎡の方の標準的な家財一式の評価額はいくらですか？

A 570万円となります。

3 「やさしいネット」のRoomサポート

「トイレがつまって流れない!」「給水管が故障して水漏れが止まらない!」等の水回りのトラブルや、「鍵をなくしてしまって部屋に入れない!」等のカギのトラブルが起こった際に、専門業者を手配し応急処置や緊急開錠を行います。

30分以内の応急処置等に要する作業料金・出張料金は

無料です!

24時間
365日
で対応します!



※交換部品代および30分を超える応急処置等の作業料金はお客様のご負担（有料）となります。

※特殊作業を要する場合、凍結による給排水管のトラブル、共同住宅（アパート・マンション等）の共用部分のカギ開け等については、サービス対象外となります。詳細については、ご契約締結後にお送りするRoomサポートのご案内をご参照ください。 ※一部地域（離島等）によっては本サービスをご提供できない場合があります。

4 ご契約タイプと補償内容の詳細 お客様のニーズにより、標準・フル・スリムのご契約タイプを選択できます。

ご契約タイプにより補償内容が異なりますので、どのタイプをご契約されるかご検討ください。

	補償の種類	保険金をお支払いする場合	ご契約タイプ			
			標準	フル	スリム	
A 家財の補償	①火災 ②落雷 ③破裂・爆発	失火やもらい火等さまざまな原因で発生した火災、落雷、ガス漏れ等による破裂または爆発によって家財が損害を受けた場合	○	○	○	
	④風災、雹災、雪災	風災、雹(ひょう)災、雪災によって家財が損害を受け、その家財の損害額が20万円以上となった場合	○	○	○	
	⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	自動車のとび込み等建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等によって家財が損害を受けた場合	○	○	○	
	⑥給排水設備の事故等による水ぬれ	給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故に伴う漏水・放水・溢(いっ)水による水ぬれによって家財が損害を受けた場合(給排水設備自体に生じた損害については保険金のお支払い対象となりません。)	○	○	○	
	⑦騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴力行為	騒擾(じょう)、集団行動、労働争議に伴う暴力行為によって家財が損害を受けた場合	○	○	○	
	⑧-1 家財の盗難	家財が盗難された場合や盗難により家財が損傷・汚損した場合	○	○	○	
	⑧-2 現金の盗難	現金、預貯金証書、通帳、キャッシュカードが盗難された場合 ただし、預貯金証書、通帳、キャッシュカードの盗難の場合は、預貯金先に被害の届出をしたにもかかわらず、預貯金口座から現金が引き出された場合に限りです。	○	○	○	
	⑧-3 預貯金証書、通帳、キャッシュカードの盗難	同上	○	○	○	
	⑨持ち出し家財	旅行等のために保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内において、上記①～⑧-1の事故により損害を受けた場合	○	○	○	
	⑩水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、家財が損害を受け、その損害の状況が(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合 (ア)家財に保険価額の30%以上の損害が生じた場合 (イ)家財を収容する建物が床上浸水を被り、家財に損害が生じた場合	○	○	×	
B 費用の補償	⑪不測かつ突発的な事故	上記①～⑧-3および⑩以外の不測かつ突発的な事故によって、家財が損害を受けた場合および⑨について建物外で①～⑧-1の事故または不測かつ突発的な事故によって損害が生じた場合	×	○	×	
	⑫臨時費用保険金	上記①～⑦の損害保険金が支払われる場合	○	○	○	
	⑬残存物取片づけ費用保険金	上記①～⑦の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取片づけに必要な費用が発生した場合	○	○	○	
	⑭失火見舞費用保険金	上記①または③の事故により他人の所有物を滅失、破損、汚損させた場合	○	○	○	
	⑮地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって、家財が全焼した場合またはその家財を収容する建物が半焼以上となった場合	○	○	○	
	⑯ドアロック交換費用保険金	日本国内において家財を収容する建物の出入口のドアの鍵が盗まれたため、入居者(被保険者)の負担でドアロックを交換した場合	○	○	○	
	⑰特別費用保険金	上記①～⑧-1の損害保険金の支払額が1事故につき保険金額の80%を超えたことにより、保険契約が終了した場合	○	○	○	
	⑱損害防止費用保険金	①～③の事故による損害(地震火災費用の損害を除く)の発生および拡大防止のために必要または有益な費用(消火薬剤等の費用)を支出した場合	○	○	○	
	C 賠償等の補償	⑲個人賠償責任	被保険者が日常生活に起因する偶然な事故または賃貸住宅の使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合	○	○	○
		⑳借家人賠償責任	上記①③⑥⑧-1～3の事故によって借戸室が損壊し、借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	○	○	○
㉑修理費用		上記①～⑧-3の事故により借戸室に損害が生じ、借戸室の貸主との契約に基づき借戸室を自己の費用で修理した場合	○	○	○	

(○:補償します。×:補償しません。)

お支払いする保険金
損害の額 ただし、保険金額が限度 ※保険証券に明記された宝石、貴金属、美術品等の盗難による損害は、1事故につき1個または1組100万円が限度(宝石、貴金属、美術品等の明記物件が保険証券に明記されていない場合で、これらのものに①～⑧-1または⑨の事故により損害が生じたときは、これらのものを1個または1組30万円とみなして保険金をお支払いします。ただし、1事故につき100万円が限度。)
盗難にあった現金の額 ただし、1事故につき1敷地内ごとに20万円が限度
盗難にあった預貯金証書等の預貯金口座から引き出された現金の額 ただし、1事故につき1敷地内ごとに保険金額または200万円のいずれか低い額が限度
損害の額 ただし、1事故につき100万円または保険金額×20%のいずれか低い額が限度
(ア)の場合: 損害額または保険金額のいずれか低い額×70% (イ)の場合: ■家財の損害割合が15%以上30%未満の場合 保険金額×10% ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度 ■家財の損害割合が15%未満の場合 保険金額×5% ただし、1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度 ※損害割合とは、保険価額に対する損害額の割合をいいます。
損害の額から自己負担額(1万円)を差し引いた額 ただし、1事故につき30万円が限度
損害保険金×30% ただし、1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度
残存物の取片づけに必要な費用の実費 ただし、損害保険金×10%の額が限度
被災世帯数×20万円 ただし、1事故につき保険金額×20%が限度
保険金額×5% ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円が限度
ドアロックの交換費用の実費 ただし、ドアロック1個ごとに3万円、1事故につき10万円が限度
損害保険金×10% ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度
損害防止費用の実費
損害賠償金、当社が承認した訴訟費用、弁護士費用、示談費用等 ただし、保険証券記載の支払限度額が限度
修理費用の実費 ただし、保険証券記載の支払限度額が限度

保険金をお支払いできない主な場合
家財の補償、費用の補償の場合 <ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約者、被保険者、またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ■ 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合は、その者またはその者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。 ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。 ■ 保険契約者、被保険者が所有・運転する車両やその積載物の衝突・接触 ■ ①～⑦および⑩の事故の際における家財の紛失または盗難 ■ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ■ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (地震保険に加入することで、補償することができます。) ■ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ■ 家財が屋外にある間に生じた盗難 ■ 持ち出し家財である自転車または原動機付自転車の盗難 など <p><⑩の場合> 上記の他、次の場合には保険金をお支払いできません。 以下の事由によって発生した損害 <ul style="list-style-type: none"> ■ 差押え、収容、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■ 家財の欠陥 ■ 家財の自然の消耗、劣化、変色、変質、さび、かび、はかれ落ち、ねずみ食い、虫食い等 ■ 家財に対する加工、修理、調整作業中の過失、技術の拙劣等 ■ すり傷、かき傷等単なる外観上の損傷であって、家財の機能に直接関係しない損害 ■ 電気的事故・機械的事故 ■ 家財の置き忘れ・紛失 ■ 詐欺、横領 ■ 土地の沈下、移動、隆起 ■ 電球・ブラウン管等の管球類に発生した単独損害 ■ 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色・音質の変化 など <p>以下の物に生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物 ■ 携帯電話等の移動体通信端末機器およびその付属品 ■ 携帯式電子機器およびその付属品 (ノートパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書、電子書籍リーダー等をいいます。) ■ ラジオコントロール模型およびその付属品 ■ 自転車、原動機付自転車およびその付属品 ■ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびその付属品 ■ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびその付属品 ■ 動物、植物 など </p>
賠償等の補償の場合 <ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約者、被保険者の故意 ■ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ■ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ■ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 など <p>上記の他、⑩⑲⑳では次の場合に保険金をお支払いできません。 <⑲の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 同居の親族に対する賠償責任 ■ 職務遂行に直接起因する賠償責任 ■ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ■ 航空機、船舶、車両(自動車・バイク等)、銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ■ 他人からの借りものや預り品の損害に起因する他人への賠償責任 など <p><⑳の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事に起因する賠償責任 ■ 借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された賠償責任 ■ 借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する賠償責任 など <p><㉑の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約者、被保険者、借戸室の貸主またはこれらの法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ■ 保険契約者、被保険者または借戸室の貸主が所有または運転する車両やその積載物の衝突・接触 など